特定非営利活動法人日本ジオパークネットワークと
公益財団法人イオン環境財団との包括連携協定

特定非営利活動法人日本ジオパークネットワーク（以下「甲」）と公益財団法人イオン環境財団（以下「乙」）は、双方が有する人的・物的資源を有効活用することで広く協力し、気候変動をはじめとする地球規模の課題、生態系課題、地域の生活・文化に影響を与えている地域社会の課題の解消に向けて、持続可能な社会の実現に貢献することを目的とし、連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）
第１条　甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
（１）　地質遺産をはじめとする自然環境の保全
（２）　ジオパークを活用した環境・防災教育
（３）　ジオパークの価値と知見の普及啓発
（４）　地域連携による、人と自然が共生する持続可能な社会の実現

２　甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ、決定する。

（協定の見直し）
第２条　甲または乙の何れかが、協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）
第３条　本協定の有効期間は、協定締結日から５年間とする。ただし、甲と乙は、協定期間満了後も引続き協定を更新するときは、協定期間満了までに、甲乙協議のうえ、改めて所要の手続きを取るものとする。

（費用）
第４条　連携事業に関する費用は、その都度協議し、決定する。

（その他）
第５条　本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙それぞれが押印のうえ、各々１通を保有するものとする。

２０２２年１０月２２日

甲　東京都千代田区内神田一丁目５番１号
特定非営利活動法人　日本ジオパークネットワーク
理事長　古川　隆三郎

乙　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５－１
公益財団法人イオン環境財団
理事長　岡田　元也